

宮田小学校 P T A 会則



市川市立宮田小学校 P T A

市川市新田 4 丁目 8 番 1 5 号

TEL 047 (379) 7647

☆☆卒業まで使用しますので大切に保管してください☆☆

平成 2 5 年 4 月改定

平成 2 8 年 4 月一部改定

平成 3 0 年 4 月一部改定

令和 3 年 4 月一部改定

令和 4 年 4 月一部改定

令和 5 年 2 月一部改訂

市川市立宮田小学校PTA会則

第1章 総 則

第1条〈名称・事務所〉

本会は、市川市立宮田小学校PTAと称し事務所を同校内、市川市新田4丁目8番15号におく。

第2条〈会員〉

本会の会員は、宮田小学校に在籍する児童の保護者ならびに教職員とする。

第3条〈目的〉

本会は、学校・家庭および地域社会での児童の健やかな成長を願い、会員相互が地域と協力して教育環境の向上を図ることを目的とする。

第2章 機 関 及 び 委 員

第4条〈機関〉

- 1 本会に次の機関をおく。
 - ・ 総会
 - ・ 代表委員会
 - ・ 学級PTA
 - ・ 本部委員会
 - ・ 専門委員会
 - ・ 予算委員会
- 2 上記機関の他に、体育及び文化サークルをおくことができる。

第5条〈総会〉

- 1 総会は、全会員で構成され、本会の最高議決機関である。
- 2 原則として毎年4月に開催する。ただし、必要がある時は臨時に開くことができる。
- 3 総会は、委任状及び書面（電磁的方法を含む）表決を含めて、全会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 次の事項は、総会の承認を必要とする。
 - ・ 事業報告及び決算報告並びに会計監査報告
 - ・ 事業計画及び予算案
 - ・ 会則変更
 - ・ 本部委員
 - ・ その他特に重要な事項

第6条〈代表委員会〉

- 1 代表委員会は、総会に次ぐ決定機関で、本部委員、学級運営委員、専門委員会代表者、サークル代表者をもって構成される。会員の意見や要望を集約して、具体的に討議、決定する。
- 2 会長は本会の運営に資する活動を担う者を代表委員会に招集することができる。
- 3 各専門委員会、サークル等は、活動報告を文章で提出する。
- 4 以下の事項は、代表委員会で承認を必要とする。

- ・ 専門委員会の設置及び廃止
- ・ サークルの発足
- ・ 会務執行に必要な細則、内規の決定
- ・ 3万円以上の支出

第7条〈学級PTA〉

学級PTAは、本活動の基盤であり、学級の全保護者と学級担任をもって構成される。各学級で選出される学級運営委員（保護者2名と学級担任）は必要に応じて、PTA保護者会を開催することができる。学級PTAから出された意見や要望は学級運営委員が代表委員会で報告する。

第8条〈本部委員会及び専門委員会〉

- 1 本会に本部委員会を設け、次の本部委員をおく。
 - ・ 名誉会長 1名（学校長）
 - ・ 会長 1名（保護者）
 - ・ 副会長 兼 書記 若干名
 - ・ 副会長 兼 会計 若干名
 - ・ 会計監査 若干名
- 2 本部委員の任務は次のとおりとする。
 - ・ 名誉会長は、学校経営全般の立場から参与する。
 - ・ 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - ・ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。また校内会議を統括し、会員への連絡事務を担当する。
 - ・ 会計は、本会会計処理をする。
 - ・ 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 3 本会目的達成のために、次の専門委員会を設ける。
 - ・ 学級運営委員会
 - ・ 校外活動委員会
 - ・ ベルマーク委員会
 - ・ 宮田祭実行委員会
 - ・ 広報委員会
 - ・ 家庭教育学級委員会
 - ・ 卒業対策委員会
- 4 各専門委員会は、それぞれ代表者、会計を互選する。
- 5 各専門委員会は、会員の発意による自発的な活動を保証するものである。専門委員会は、常設あるいは臨時の委員会として、その年度の予算枠内で代表委員会の決定により設置される。発足に際しては、全会員に参加の機会が与えられる。

第9条〈予算委員会〉

予算委員会は、代表委員会の構成員が参加し、次年度の計画並びに予算の作成にあたる。

第10条〈サークル〉

体育及び文化サークルは、一定数以上の会員の希望があれば発足する。各サークルは、参加者によって自主的に運営される。

第11条〈委員の任期〉

すべての委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第12条〈顧問〉

本会の円滑な運営を図るため顧問をおくことができる。

第13条〈会議の招集〉

総会、代表委員会及び本部委員会は会長が招集し、その他の専門委員会は委員長が招集し、運営にあたる。

第14条〈議決の決定〉

すべての機関の議決は、出席全員の過半数以上の賛成によって決定する。

第3章 会 計

第15条〈経費〉

本会の経費は、会費及びその他をもってこれにあてる。

第16条〈会費〉

本会の会費は、1世帯につき1か月400円とする。

第17条〈会計年度〉

本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成25年度に全面改定され、平成25年5月より実施する。

平成28年度に第8条を一部改定し、平成28年4月より実施する。

平成30年度に細則を一部改定し、平成30年4月より実施する。

令和3年度に第8条を一部改定し、令和3年4月より実施する。

令和4年度に、会則第5，6，7，8条および細則を一部改定、個人情報保護方針を制定し、令和4年4月より実施する。

令和5年2月、第1条を改訂。

細 則

第1章 規 定

第1条

1 慶弔等の意を表す必要のあるときはこの規定による。

○弔事

・会員（保護者・教職員）および児童の死亡 10,000 円

○見舞い

・会員（保護者・教職員）の災害 5,000 円

・会員（保護者・教職員）のPTA行事の際の負傷

・全治1か月以内 3,000 円

・全治1か月以上 5,000 円

2 その他、必要と認めた場合には本部委員会で協議の上、慶弔および見舞いを行うことができる。

市川市立宮田小学校 P T A 個人情報取扱方針

第1条（目的）

市川市立宮田小学校 P T A（以下、「本会」という）は、個人の権利・利益の保護を目的とし、本会が収集・管理する個人情報の取扱いについて、次条以下のとおり定めるものとする。

第2条（本会の取り扱う個人情報）

本会で収集し管理する個人情報は以下のものとする。

- （1）会員の氏名、連絡先（電話番号・メールアドレスなど）
- （2）会員の児童の氏名、クラス、在校のきょうだい関係
- （3）その他、本会の目的を達成するために必要な情報

第3条（管理責任者・管理方法）

- 1 本会の個人情報管理責任者を会長及び副会長とする。
- 2 本会は、宮田小学校内の会長が指定する場所に適切な方法により収集した個人情報を管理する。

第4条（情報の収集・利用）

- 1 本会は、本会会則に基づく目的を達成するため、児童、保護者並びに関係教育機関から適切な方法により、個人情報を取得し、次のために使用する。
 - （1）会費集金・管理
 - （2）本部委員・専門委員等の選任
 - （3）名簿の作成
 - （4）関係文書の送付
 - （5）その他、本部委員会が本会の目的を達成するに必要と判断した場合

第5条（第三者への提供）

本会は、収集した個人情報を次の場合を除き、本部委員会が必要と判断した場合以外第三者に提供することはできない。なお、本部委員会の判断で個人情報を第三者に提供とした場合でも、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を当該個人情報対象者（以下、「本人」という）から開示するよう希望があれば、その目的・内容などについて通知しなければならない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- （3）公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要なある場合
- （4）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の事務を遂行することに
対して協力する必要がある場合

第6条（個人情報の廃棄）

本会は、個人情報につき、本部委員会が不要と判断した場合直ちに廃棄する。

第7条（情報の開示等）

本会は、本人、保護者及び同人らから委任を受けた者からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたとき、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

第8条（秘密保持）

- 1 会員が、本会が保有する個人情報が漏洩・紛失したと認識したときは、直ちに管理責任者に通知しなければならない。
- 2 管理責任者が前項に定める通知を受けたときは、個人情報の漏洩・紛失について調査し、事実を確認した後、本部委員会に報告するとともに、右事実を本人等に通知しなければならない。

第9条（研修）

本会は、会員に対し、定期的に、個人情報保護の重要性について研修を実施するものとする。

第10条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第11条（本取扱方針の改正）

本取扱方針は、代表委員会の発議に基づき総会の過半数の議決に基づき改廃することができる。

附則

本取扱方針は令和4年4月1日より施行する。